

造船業高齢者雇用推進ガイドライン

こんなにある 高齢者活躍の場

～安全な職場づくりにベテランの技を～



■はじめに

■造船業高齢者雇用推進委員会名簿

■高齢者を特に活用できる分野「安全衛生」

なぜ労働安全衛生分野なのか
活躍の場は多岐にわたる
取組課題の整理

■「安全衛生」分野での活用のポイント1

会社の体制作り

■「安全衛生」分野での活用のポイント2

従業員の動機付け

■「安全衛生」分野での活用のポイント3

安全衛生にかかわる教え方の訓練

■「安全衛生」分野での活用のポイント4

事業所内の体制強化(協力会社との連携)

■「安全衛生」分野での活用のポイント5

社外・そして社会への展開への道作り

■参考情報1 「安全衛生」分野の講習会

災害防止団体等で行われている講習会

■参考情報2 「安全衛生」分野の資格

危険業務と労働安全衛生法にもとづく資格(安全関係)

1

1

2

2

3

4

4

4

6

6

8

8

9

9

10

10

11

11

12

12

はじめに

急速に進む少子化の中で企業が安定的に労働力を確保するには、高齢者の活用が欠かせません。造船業では、定年を迎えた従業員を引き続き雇用する形で、高齢者を活用してきました。この取り組みは一定の成果を上げていますが、今後、より広範囲に高齢者雇用の場を考えいく必要があります。

平成19年に設置された造船業高齢者雇用推進委員会では、安全衛生分野に注目して検討を重ねてきました。安全は何よりもまして優先すべき課題です。事故を起こさない職場を作るには、従業員の安全意識を高める仕組みが重要です。私たちは、現場で長く経験を積んだ人たちが50歳前後で安全衛生部門に異動して研鑽を積むことで、安全な職場を実現する機関車的役割を担えると考えました。

安全衛生分野の仕事は、企業内にとどまらず、社外で活躍する場も数多くあります。造船業で長く働いてきた人たちが、自らの経験を社外の人たちに伝えることによって、地域の安全衛生の向上につながれば、その社会的意義は計り知れないものがあります。

高齢期の働き方の一つに安全衛生の分野があることを早い時期から従業員に知らせ、彼らの意識を高めていくことが求められています。このガイドラインが造船業各社の安全な職場作りに少しでも貢献することを願っています。

造船業高齢者雇用推進委員会 委員長
法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授

藤村 博之

造船業高齢者雇用推進委員会名簿

委員長 | 藤村 博之 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授

委員 | 株式会社IHI | 人事部労働・安全グループ部長 有馬 克朗
浜口 和久 (平成21年6月まで)

| 住友重機械工業株式会社 | 人事本部 安全衛生担当部長 児玉 猛

| 三井造船株式会社 | 環境安全管理室 主管 鈴木 博士
真鍋 敦 (平成20年3月まで)

| 三菱重工業株式会社 | 人事部 安全衛生グループ長 杉本 浩明

| ユニバーサル造船株式会社 | 有明事業所長付 江角 清次 (平成20年5月まで)

シンクタンク | 株式会社 インターリスク総研 堀 和雄

推進担当 | 社団法人 日本造船工業会 | 総務部課長 土谷 俊文

野田 明 (平成20年12月まで)

(順不同、敬称略)

高齢者を特に活用できる分野「安全衛生」

なぜ労働安全衛生分野なのか

本委員会では、平成19年から造船業における高齢者雇用推進に向けて検討してきましたが、安全面・雇用面の双方から、当業界におけるもっとも有望な仕事の分野として「労働安全衛生」に注目してきました。

■安全面

- より一層の安全衛生管理の徹底要請
- 専任スタッフの低割合
- 連携ニーズの高まり

安全衛生分野における高齢人材の活用

■雇用面

- 定年退職者の急増
- 安全ノウハウ断絶懸念
- 不慣れな作業者の増加

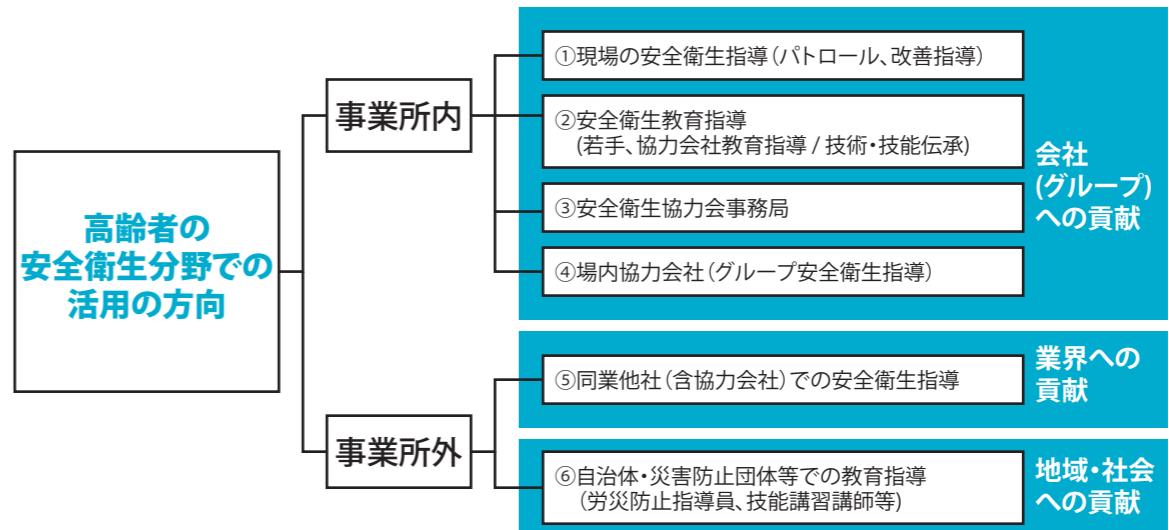
安全面からみると、20年前に比べれば発生頻度（度数率）は減少傾向にある一方、この10年間は下げ止まり感があることに加え、災害の大きさを示す強度率に増加傾向がみられるなど、①より一層の総合的な安全衛生管理の徹底が要請されています。また②従来造船業は製造業平均と比べても労働災害の発生頻度が高い業種であるにもかかわらず、事業所における安全衛生スタッフの対従業員比率が低いこと、③造船業において不可欠な協力会社（関係請負人等）との現場における一層の連携強化や情報交換のニーズが高まっていることが指摘されています。

雇用面からみると、①定年退職者が増加すること（平成19年度以降、現場の技能系社員の増加と“安全衛生スタッフ”的人員不足）、②中堅層の人員不足とベテランの大量引退による安全ノウハウの断絶が懸念されること、③現場に不慣れな作業者の増加が事業所の安全衛生スタッフにとって大きな懸念事項となっていることなどが挙げられます。

安全で快適な職場環境の維持は弛まぬ安全管理活動があつてこそという認識を新たにし、社内に安全最優先の風土を定着されるためには、安全意識の高揚と指導を継続的に行うと共に、安全衛生スタッフの重要性を高く評価すべきなのです。

活躍の場は多岐にわたる

安全衛生の分野の仕事といつてもその活躍の場は多岐にわたっています。



造船業の現場は、高所作業、重機作業、暑熱作業、有機溶剤の取り扱いなど厳しい安全衛生管理を必要とする多くの作業で成り立っています。そのような職場の安全衛生を維持・管理するには広範で深い技能・知識を要するものであり、そこで培われた経験・ノウハウは貴重であり広く活用できるものです。

活用の方向として、大きく分けて、「事業所内」すなわち造船の現場で安全衛生に携わる道と、「事業所外」すなわち現場から離れて、広く造船現場で培った経験・知識を活用する道が考えられます。

そして「事業所内」での活躍の場としては、①パトロール等を通じての作業現場の安全衛生改善指導、②安全衛生研修センター等の講師としての若手社員や協力会社従業員の教育指導や安全衛生の技術・技能伝承、③豊富な知見を活かした安全衛生協力会事務局の運営、④場内の協力会社や協力会社のグループに移籍しての安全衛生指導などがあります。

一方、活躍の場を「事業所外」に広げてみると、一つは、⑤協力会社を含む同業他社に転籍して当該企業の安全衛生レベルの向上を図る役割を担う道がありますし、さらには、⑥多種多様な労働災害要因を持つ造船業で培った災害防止の技術・技能を、自治体や災害防止団体での教育指導者として活かす道もあるのです。

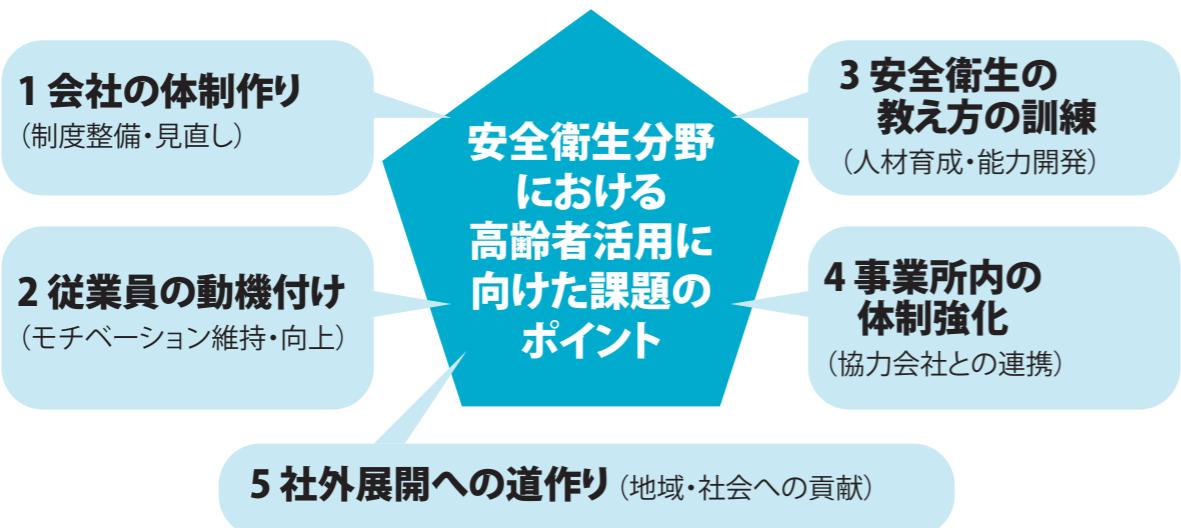
安全衛生分野にはこんなに多くの活躍の場があります。ベテラン人材が企業（グループ）に貢献することのみならず、協力会社や造船業界全体、ひいては地域社会へも貢献することにつながります。

取組課題の整理

高い技能・知識・経験を持つ造船業の高齢人材を安全衛生分野に広く活かすためには、企業としてどのように取り組めばよいのでしょうか。

本委員会では、造船業における安全衛生分野への高齢者活用の主な取組課題を以下の5項目に整理しました。

高齢者活用に向けた課題のポイント



それぞれのポイントについて、ご紹介していきましょう。

「安全衛生」分野での活用のポイント1

会社の体制作り

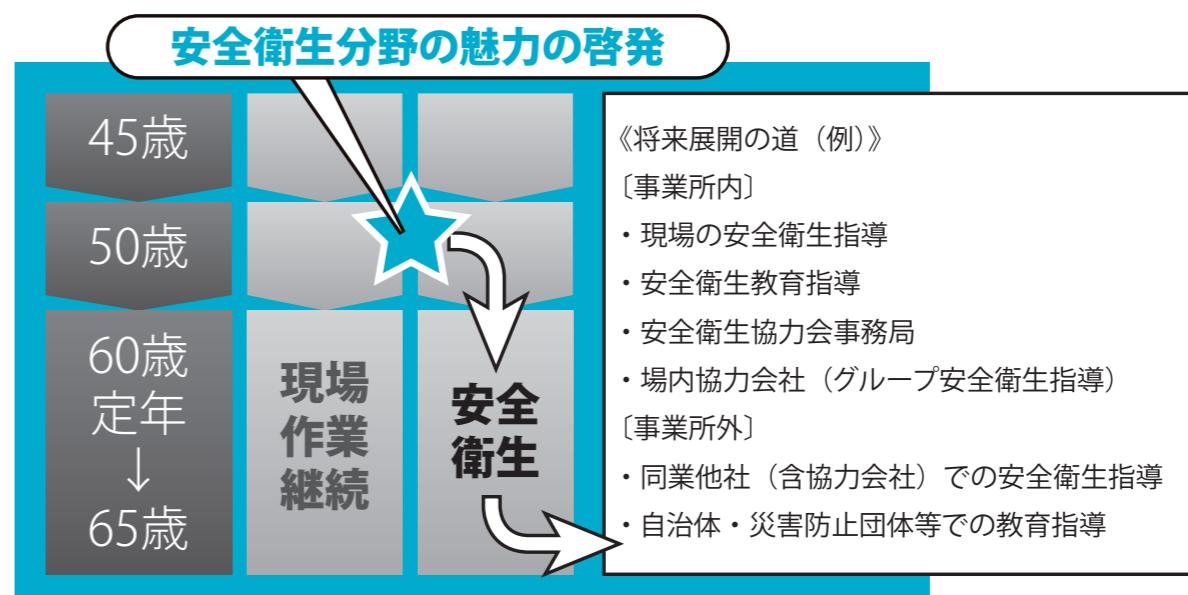
高齢者を安全衛生分野で活用するためには、きちんと人材を育てる観点から体制作りを行うなど、制度を整備（見直し）することが必要です。

- ① 安全衛生キーパーソンの育成
- ② 50歳前後からの定年後を見据えた能力開発・キャリア開発の実施
- ③ 協力会社や外部の関係機関との連携強化

現状は、50歳半ばの役職定年後に安全衛生部門に異動し、安全衛生分野での経験や知識が十分でないまま60歳の定年を迎えることが多いようです。これでは定年以降も継続して安全衛生分野を担当することになってしまって、能力を十分に発揮できません。せっかくのベテラン人材が能力を発揮して生き生きと活躍できるようにするために、定年前の早い時期から安全衛生スタッフとしての資格取得等を含めた経験を積ませるキャリア形成が重要です。

まず、① 安全衛生キーパーソンの育成として、能力開発・キャリア開発とは別に、**安全衛生スタッフの核となる人材を若いうちから育成するプログラム作り**を検討し、単に「現場の災害防止」という視点だけでなく、「企業のリスクマネジメント」という観点から捉える人材を育成していくことが肝要です。

次に、② 定年後を見据えた能力開発の仕組みづくりとして、現場の職長経験者などを、**50歳前から安全衛生スタッフ要員として確保し、安全衛生分野に係る社外研修への参加や必要な様々な資格取得等を含めた能力開発プログラムを作る**ことが必要です。（関連法定資格は巻末をご参照下さい。）



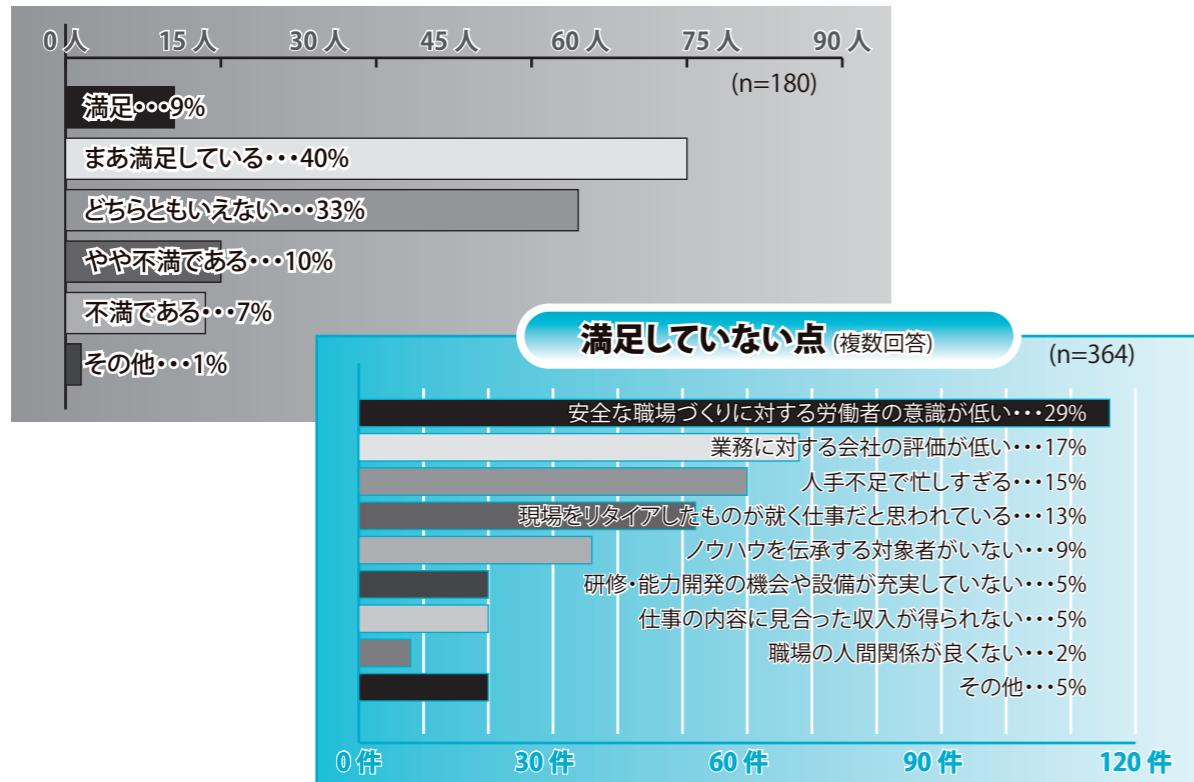
また、③ 協力会社や外部の関係機関との連携強化については、現状、協力会社の安全衛生スタッフが手薄なことが本委員会の実施した調査で明らかになっています。したがって、今後、人材の供給システムの再構築を考え、業界全体の安全レベルの向上に高齢者の経験と知識を活用するなど、高齢人材が自社内のみにとどまらず、社外においても活躍するなどの発展的なシナリオづくりも期待されます。

「安全衛生」分野での活用のポイント2

従業員の動機付け

安全衛生分野での高齢者の活用を本当に実効的なものとするためには、本人がやりがいをもって仕事に取り組むことが必要ですし、企業としては、そのための動機付けをすることが不可欠です。

安全衛生スタッフ業務に対する満足感



定年前の安全衛生スタッフを対象にしたアンケート調査（本委員会が平成20年度に実施）では、安全衛生スタッフ業務に対する満足感について、“満足”、“まあ満足”合わせて半数(49%)にのぼり、“やや不満”、“不満”は2割未満(17%)にとどまっており、全体としては満足度が高い特徴がみられました。“安心な職場づくり”、“生産性維持・向上”などで、「組織に対して貢献していること」が満足につながっているようです。

しかし、満足していないこととして、“労働者の安全意識の低さ(29%)”、“会社の評価の低さ(17%)”、“多忙(15%)”などのほか、“現場を退いた者が就く仕事と見られている”などの回答もみられました。

安全衛生スタッフの仕事は満足感が得られる仕事であり、皆の安全衛生の重要性に対する認識が高まれば、さらにやりがいのある魅力的な仕事になっていくことでしょう。

高齢人材に安全衛生分野で活躍してもらうためには、その重要性を改めて認識してもらい、やりがいのある魅力的な仕事であることを啓発しつつ、動機付けしていくことが必要です。

そのためには以下の2点が重要になります。

動機付けのポイント

組織（会社）として、安全衛生に対する積極的な取り組み姿勢を明らかに

50歳前後からの従業員に対する定年後の働き方の意識付け

これまで“現場を退いた者が就く仕事”と見られがちであった安全衛生の業務は、言うまでもなく企業として最も重要な仕事ですが、あらためてその重要性を説くとともに、組織（会社）として、安全衛生に積極的に取り組んでいくという姿勢を明らかにすることが重要です。

例えば経営トップなどが安全衛生管理の徹底を宣言することや、管理者教育においてもその重要性を説くこと、さらに協力会社に対してもそれを周知し連携強化を訴えることなども期待されます。

安全衛生分野にかかわらず、定年以後の仕事について色々な働き方があることを従業員に示すことが求められています。どのような働き方があるのかということを知れば、そのためには何かを習得すべきであるという自己啓発的な意識付けにもつながります。

50歳前後から安全衛生分野の仕事をしていると、60歳の定年までに約10年程度のキャリアを積んで、多くの知識や経験を獲得でき、定年後は社内外に多くの活躍の場があることなどを従業員に対して周知すれば、将来への道筋の理解が本人の動機付けにもなりますし、同時にそれに向けた自助努力を促すことにもつながるのです。

「安全衛生」分野での活用のポイント3

安全衛生にかかる考え方の訓練

安全衛生分野の仕事において、教育訓練はもっとも求められる役割の一つです。安全衛生のレベルを高く維持しつづけることは容易ではありませんし、それには現場で働く全ての人々に安全衛生の意識付けをしなくてはなりません。そのためには安全衛生分野を担当するスタッフ自身がよりよい考え方を身につけ、安全衛生の重要性に対する認識とその維持と向上のための対策を現場の人々に伝え、彼らの意識と行動を高めるような仕組みが求められます。

安全衛生の教育訓練の講師に期待されるポイント

- ① 事業所内の製造部門の経験があること
- ② 指導員や講師の免許を持っていること
- ③ 声が大きく言葉がハッキリして、相手に理解させられること
- ④ 教育指導に対する熱い思いを持ち、受講者には冷静に対応できること

安全衛生の講師としては、①事業所内の製造部門の経験があること（職長経験があればなお良い）、②中央労働災害防止協会が開講する安全衛生関係のインストラクター講座や各種災害防止団体の講座等を受講し、指導員や講師の免許を取得していること、③大きな声で相手に理解させられるようなコミュニケーション能力を持つこと、④教育指導に対する熱い思いを持ち、受講者には冷静に対応できることなどが選定される要因になります。これらの**講師に求められる要因を満たすこと**により活躍の場が広がることでしょう。

また、安全衛生に係る教育訓練については、その手法やツールの開発も課題の一つですが、これらは個別企業での対応が困難な分野であり、公的機関や業界団体による今後の取り組みが求められています。

「安全衛生」分野での活用のポイント4

事業所内の体制強化（協力会社との連携）

昨今、製造の現場では一次請負人、二次請負人等が保全関連業務を行うことも増加していることが伺われるところですが、これらの関係請負人に対する安全確保面での連携は弱く、情報交換も不十分であるということが、産業事故災害防止対策推進関係省庁連絡会議などで指摘されており、協力会社との連携を強固且つ円滑にすることが求められています。（「産業事故災害防止対策の推進について（中間とりまとめ）」平成15年2月）

少ない協力会社の安全衛生スタッフ

	平均従業員数	平均専任スタッフ数	専任スタッフ割合	備考
製造業 (N=623事業所)	602名	5.6名	0.93%	中災防調査※ (H19.3)
造船業 (N=25事業所)	764名	5.8名	0.76%	今回調査 (H19.10)
造船協力会社 (N=8事業所)	647名	3.0名	0.46%	

※中災防「安全衛生スタッフの体制、業務内容等の実態等についての調査研究報告書（平成19年3月）」（従業員50人以上の製造業623事業所より回答）

中央労働災害防止協会（中災防）の調査と本委員会が平成19年に実施した調査からみても、造船業の協力会社における専任の安全衛生スタッフ数と従業員に占める割合は、製造業全体、造船業のそれと比べて低い水準になっています。

これらの調査結果から、現状において協力会社の安全衛生スタッフが手薄であることが伺われますので、造船業各社が自社の人材を活用した安全衛生分野の人材を供給するシステムを再構築し、**造船業界全体の安全衛生レベルの向上にベテラン人材の力を活用**することが期待されるのです。

「安全衛生」分野での活用のポイント5

社外・そして社会への展開への道作り

安全衛生分野で社外団体等における活動状況を調査したところ、実際に以下のような団体や活動内容があげられました。

安全衛生スタッフの活動

（組織名）

- 労働基準協会（労務安全衛生協会）
- ボイラ・クレーン安全協会
- クレーン協会（各地区検査事務所）
- 中央労働災害防止協会
- 全国造船安全衛生対策推進本部
- 自治体労働局

（活動内容）

- 労働基準協会関係
 - 連合会、各支部事務局業務
 - 理事会社として安全推進活動
 - 技能講習／特別教育講師
 - 高所作業車
 - ガス切断
 - 研削と石（特別教育）
 - アーク溶接（特別教育）
 - ボイラ・クレーン安全協会関係
 - 技能講習／特別教育講師
 - 床上操作式クレーン運転
 - 移動式クレーン運転
 - 玉掛け
 - 中央労働災害防止協会関係
 - 雑誌の編集委員
 - 全国造船安全衛生対策推進本部関係
 - 全船安スタッフ、各種講演会講師
 - 総支部長会社としての総支部、支部運営
 - 全船安における災害再発防止・安全衛生活動支援
- クレーン協会（各地区検査事務所）関係
 - クレーン性能検査検査員
 - 技能講習／特別教育講師
 - 床上操作式クレーン運転
 - 移動式クレーン運転
 - 玉掛け
 - 中央労働災害防止協会関係
 - 雑誌の編集委員
- 自治体労働局
 - 所轄監督署の指示により中小企業の安全衛生管理について助言、指導

実際に多くの団体等において活躍されており、その内容も、労災防止指導員、技能講習講師、関連事務局役員など多岐に渡っていることが分かります。

また調査の中では、「社外で技能講習の講師などとして活躍する可能性があることが知らされていなかった」という声もあり、「もし知らされていれば、より多くの人が安全衛生の仕事に魅力を感じたであろう」ということも指摘されました。

ベテラン人材が自身の将来の姿を描くに当たって、安全衛生分野ではこのような社外活動の道もあることを示すことはとても重要です。

社外組織で活躍している方々の声は別冊リーフレットに掲載されていますので是非そちらもご参照下さい。

参考情報1 「安全衛生」分野の講習会

災害防止団体等で行われている講習会

安全衛生分野の仕事には、様々な知識が必要とされますが、ここでは災害防止団体等が開講する講習会を抜粋してご紹介します。詳細は各団体にお問合せ下さい。（連絡先は15ページ）

■ 社団法人 労働基準協会（関連するものを抜粋）

- 技能講習
 - ①フォークリフト運転、②玉掛け、③ガス溶接、④小型移動式クレーン、⑤プレス機械作業主任者、⑥有機溶剤作業主任者、⑦石綿作業主任者、⑧特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者、⑨酸欠・硫化水素危険作業主任者
- 特別教育
 - ①研削と石、②アーク溶接、③低圧電気の取扱、④高圧電気の取扱、⑤5t未満クレーンの運転、⑥粉じん作業、⑦石綿、⑧ダイオキシン
- その他の講習
 - ①職長教育、②安全衛生推進者、③衛生推進者、④安全管理者選任時研修、⑤安全管理者・衛生管理者能力向上教育
- 研修会
 - ①危険予知訓練（KYT）研修会、②リスクアセスメント実務研修会、③OSHMSシステム監査実務研修会

■ 社団法人 ボイラ・クレーン安全協会（関連するものを抜粋）

- 実技教習・・・移動式クレーン運転
- 受験資格取得（二級ボイラー技士）・・・ボイラー実技講習
- 技能講習
 - ①ボイラー取扱、②普通第一種圧力容器取扱、③小型移動式クレーン、④床上操作式クレーン運転、⑤玉掛け技能講習、⑥フォークリフト運転、⑦高所作業車運転、⑧ガス溶接
- 特別教育
 - ①クレーン運転業務、②ゴンドラ取扱い業務、③フォークリフト運転業務、④高所作業車運転、⑤アーク溶接
- 安全衛生教育指針（平成元年 安全衛生教育指針公示第1号）
 - ①クレーン運転士安全衛生教育、②移動式クレーン運転士安全衛生教育、③フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育、④玉掛け業務従事者安全衛生教育
- 能力向上教育指針（平成元年 能力向上教育指針公示第1号）
 - ①ボイラー取扱作業主任者能力向上教育、②普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育
- 安全衛生教育推進要項（平成3年 基発第39号）
 - ①ボイラー定期自主検査者安全教育、②天井クレーン定期自主検査者安全教育、③移動式クレーン定期自主検査者安全教育

■ 建設業労働災害防止協会（関連するものを抜粋）

- 講師を養成する講座
 - ①現場管理者統括管理講習講師養成講座、②建設業安全衛生推進者（初任時教育）講師養成講座
- 作業員を指導教育する管理者を養成する講座
 - ①振動工具取扱作業管理者講習、②有機溶剤業務管理者講習
- 安全管理者選任時の資格要件研修・・・安全管理者選任時研修
- 特別教育の講師を養成する講座
 - ①低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座、②巻上げ機（ワインチ）特別教育講師養成講座、③ローラー特別教育講師養成講座、④自由研削砥石（グラインダー）特別教育講師養成講座、⑤石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座

参考情報2「安全衛生」分野の資格

危険業務と労働安全衛生法にもとづく資格（安全関係）

安全衛生分野で役立つ資格は様々あります。ここでは特に安全関係のものについて、中央労働災害防止協会の「安全の指標」から抜粋してご紹介します。

就業制限に係る危険業務一覧

業務の内容		業務に就くことができる者（資格者）	資格取得の方法	備考
クレーンの運転	つり上げ荷重が 5t 以上のクレーン運転の業務	クレーン・デリック運転士又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者又はクレーン運転士	○指定試験機関が行う免許試験に合格すること ○登録教習機関が行う技能講習を修了すること	
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重が 1t 以上の移動式クレーン運転の業務	移動式クレーン運転士又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者	○指定試験機関が行う免許試験に合格すること ○登録教習機関が行う技能講習を修了すること	道路上の走行運転は、道路交通法による運転免許が必要。
デリックの運転	つり上げ荷重が 5t 以上のデリック運転の業務	クレーン・デリック運転士又はデリック運転士	指定試験機関が行う免許試験に合格すること	
玉掛け作業	つり上げ荷重が 1t 以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛けの業務	玉掛け技能講習修了者その他	登録教習機関が行う技能講習を修了すること	
ガス溶接等の作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱業務	ガス溶接作業主任者、ガス溶接技能講習修了者その他	○指定試験機関が行う免許試験に合格すること ○登録教習機関が行う技能講習を修了すること	
フォークリフトの運転	最大荷重が 1t 以上のフォークリフトの運転業務	フォークリフト運転技能講習修了者その他	登録教習機関が行う技能講習を修了すること	道路上の走行運転は、道路交通法による運転免許が必要。
高所作業車の運転	作業床の高さが 10m 以上の高所作業車の運転	高所作業車運転技能講習修了者その他	登録教習機関が行う技能講習を修了すること	
ボイラーの取扱い	ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務	特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習修了者	○指定試験機関が行う免許試験に合格すること ○登録教習機関が行う技能講習を修了すること	ボイラー取扱い技能講習修了者は一定のボイラーについてのみ取扱うことができる。
ボイラー／第1種圧力容器の溶接	ボイラー又は第1種圧力容器の溶接の業務	特別ボイラー溶接士又は普通ボイラー溶接士	指定試験機関が行う免許試験に合格すること	普通ボイラー溶接士は一定の溶接についてのみ行うことができる。
ボイラー／第1種圧力容器の整備	ボイラー、第1種圧力容器の整備の業務	ボイラー整備士	指定試験機関が行う免許試験に合格すること	

安全管理者等一覧

区分	適用範囲	資格を有する者等	関係法令
総括安全			
衛生管理者	常時 100 人（林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業）、300 人（製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器卸小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業）、1,000 人（その他の業種）以上の労働者を使用する事業場		法 -10、令 -2
安全管理者	常時 50 人以上の労働者を使用する事業場（林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器卸小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業）	則 -5 で定める資格者	法 -11、令 -3
安全衛生推進者	常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場（林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器卸小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業）	告示で定める資格者	法 -12 の 2、則 -12 の 2,3,4
統括安全衛生責任者	同一の場所で関係請負人を含めて常時 50 人以上（ずい道等の建設の仕事、圧気工法による仕事、一定の橋梁の建設の仕事にあっては、常時 30 人以上）の労働者が従事する事業場（建設業、造船業）	元請から選任する	法 -15、令 -7
元方安全衛生管理者	同 上	則 -18 の 4 で定める資格者、元請から選任する	法 -15 の 2
安全衛生責任者	同 上	各関係請負人から選任する	法 -16

各機関、団体等連絡先

社団法人 全国労働基準関係団体連合会 03-3437-1022
(各都道府県、地域等の労働基準協会にお問合せ下さい)

社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 03-3685-2141 (本部)

社団法人 日本クレーン協会 03-3473-3351 (本部・代表)

建設業労働災害防止協会 03-3453-8201 (代表)

中央労働災害防止協会 03-3452-6841 (総合案内)

禁無断転載
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構委託
産業別高齢者雇用推進事業

造船業高齢者雇用推進ガイドライン

発行：平成 22 年 1 月

社団法人 日本造船工業会 造船業高齢者雇用推進委員会
〒 105-0001 東京都港区虎ノ門 3-2-2 虎ノ門 30 森ビル 5 階
TEL : 03-5425-9521 FAX : 03-5425-9533